

淀川水系流域委員会 第5回環境・利用部会

議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧ください)

川上委員 宗宮委員

日 時：平成 15 年 5 月 29 日 (木) 13 : 30 ~ 17 : 00

場 所：カラスマプラザ 21 8 階大・中ホール

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

お待たせいたしました。13時半から開始予定の環境・利用部会ですが、現在、委員の方の定足数にまだ達しておりません。あと2名の方がお見えになったら定足数に達しますので、それまで、審議に入る前の確認とお願い、これまでの委員会の報告から入らせて頂きます。定足数に達し次第、審議に入らせて頂きたいと思っております。

遅れましたが、司会進行は、庶務を担当する三菱総合研究所の方で務めさせていただきます。私、関西研究センターの柴崎と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、まず配付資料の確認からさせていただきます。

「発言にあたってのお願い」、薄茶色の紙で入っております。「議事次第」。資料1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」。「資料2「環境・利用部会のこれまでの議論とりまとめ案（『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）』に対する意見・提案）」ということ、これは、前回部会、4月17日に開かれた第4回部会までに出された委員からの意見、あと河川管理者とのやりとりを資料の左側に書いておまして、右側に、それら意見から出てくる部会としての説明資料（第1稿）に対する意見・提案の（案）ということを書いておきます。また、その括弧の中には、部会でのこれから検討すべきかと思われる事項というものも書いておきます。これをもとに今日は主に議論をして頂く予定になっております。これが資料2です。

資料3「5月～7月の委員会、部会、運営会議の日程について」。参考資料1「委員および一般からのご意見」。これは、前回の5月16日の委員会以降に一般の方から委員会に寄せられた意見をまとめたものです。参考資料2「ダムに関する説明（第20、21回委員会）」についての委員からの意見。これは、4月21日と5月16日にありました委員会で、河川管理者の方からダムに関する説明がありましたので、それについて委員から寄せられた意見です。こちらが参考資料2です。

あと、共通資料「『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）』に係る具体的な整備内容シート（第1稿）」。「これは河川管理者からの提供資料になっております。なお、こちらの共通資料につきましては、委員の方々には机上にお1人あたり1冊ずつ水色のファイルで置いておきますので、そちらをご覧ください。本日、カラー資料としては共通資料がカラー資料になっております。こちらは一般傍聴の方々には白黒での配付となっておりますので、受付に閲覧用でカラー資料を置いておきますので、カラーをご覧になりたい方はそちらを閲覧下さい。

なお、共通資料につきまして一般の傍聴者の方にお願いなのですが、この資料はこれまでの会議でも同じものを配っておりますので、既に複数お持ちになっているという方は、会議終了後に受付に返却頂きますようお願いいたします。

なお、委員席及び河川管理者席の方々には机上に資料を置いておきます。各テーブルに1つ置いてあるものとして、提言冊子、河川管理者説明資料関係ファイル。これは、説明資料やそれに関係するものとして、これまでの会議で河川管理者より出された資料がとじられたものです。また、説明資料及び具体的な整備内容シートについての委員からのご意見。これは、各テーマ部会に文書で寄せられた委員からの意見を集めた資料です。また、

水位ワーキング、水質ワーキングの資料を各テーブルに1冊置いておりますので、審議の参考にご覧頂ければと思います。

次に、前回委員会以降に委員及び一般の方々から流域委員会に寄せられたご意見について報告いたします。

参考資料1をご覧ください。前回委員会以降、3件の意見が寄せられております。宇治防災市民の会の方から、洪水被害ポテンシャル低減方策協議会や堤防強化、宇治川の治水対策についてのご意見が寄せられております。また、関西のダムと水道を考える会の方からは、会議でのカラー資料の扱いについてのご意見。また、姉川水系漁業被害対策委員会からは、5月16日東洋ホテルでの整備局説明についての意見及び質問書が寄せられております。こちら審議の参考にご覧下さい。

また、参考資料2ですが、こちらは5月16日、4月21日のダムの説明に関する委員からのご意見です。5月16日以降、谷田委員、原田委員から意見が寄せられたものとしておりますので、こちらご参考下さい。

次に、発言にあたってのお願いですが、本日は一般傍聴の方々にも発言の時間を設けさせて頂く予定です。その際には、「発言にあたってのお願い」をご一読下さい。なお、委員の方々の審議中は、一般傍聴の方々の発言はご遠慮頂きたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

会議終了後、議事録を作成しますので、委員の方々、河川管理者の方々におかれましても、恐れ入りますが、ご発言の際には必ずマイクを通して、お名前を頂いた上で発言下さいますようお願いいたします。

また、携帯電話をお持ちの方は、審議の妨げとなりますので、電源をお切り頂くかマナーモードに設定頂くか、よろしくお願いいたします。

本日の部会は、16時半に終了する予定となっております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、部会長、初めの委員会、他部会の状況報告に入らせて頂いてよろしいですか。

それでは、委員会、他部会の状況報告をさせて頂きたいと思っております。

庶務(三菱総合研究所 新田)

[省略: 資料1の説明]

資料1の「委員会および各部会の状況」については以上です。

済みません、あと1名の方が来られると部会として成立になるのですが、まだ定足数に達していません。

宗宮部会長

環境・利用部会も委員の数が32名というような大変な人数で、16名以上の出席がないと正式には部会が成立しないということになります。もう1名いらっしゃると成立可能ということになるので、しばらくお待ちしなければいけないかというようなことなのですが、お待ちしていても時間がたつばかりですので、実質的な審議といたしますか話し合い

の方を進めさせて頂きまして、かつ、もう一方いらっちゃった時点で本会は成立ということを確認させて頂くということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、委員の方々からご了解を頂きまして、その線で進めさせて頂きます。

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは、意見交換に先立ちまして、主要な資料となります資料2について、私の方から簡単にご説明いたしましょうか。

宗宮部会長

はい、お願いいたします。

庶務（三菱総合研究所 新田）

[省略：資料2の説明]

宗宮部会長

委員がおそろいのようなので、正式の審議に入らせて頂きます。

庶務から資料2の意味、考え方等をお話し頂きました。テーマ別部会としての環境・利用部会は、一応のまとめを出さなければいけない段階になっております。説明資料（第1稿）と流域委員会が提示した提言と乖離がないかどうかということを見て下さいということとで検討してまいりました。第4回目になりますが、今日、部会としての意見を中間とりまとめとしてまとめることは大変難しいので、資料2の表の中からさらにディスカッションして、我々の意見として出すものは何だろうか、抜けてはいないかをご確認頂いて、提示していくということになるかと思えます。

個人的な意見だがというようなことがあれば、それは後回しにして欲しいと思えます。第2稿が次に出てくる時に、できればそこに加味して頂きたい意見をお願いしたいということです。6月20日の委員会に第2稿が出てくるということですので、時間的に余裕がないかもしれません。しかし、今回提示する意見が取り入れられれば、それにこしたことはないということです。

ただ、お手元の資料の自然環境から利用に至るまでを見ますと、ページ数で約27、8ページになっております。1ページずつ確認していきましても、これも非常に時間がかかってしまいますので、それぞれを確認するというのは難しいかとは思えます。3つに分かれた班でご検討頂いてきた結果、各班相互間で影響が出てきてしまうので、お互いに、ここはどうでしょうかという話を詰めた方がよいのではないかと思います。その辺り、この環境・利用部会だけでは済まないかもしれません。治水、利水、その他の部会とも関連してしまうかもしれませんが、それを含めても、こういうのはあった方がよいというご意見がありましたら、是非出して頂きたいと思っています。

自然環境の方から始めさせて頂きたいと思えますが、川端委員も西野委員もお休みで、ご参加して頂いておりません。少なくとも今回でなるべくこのテーマ別部会としての方向

付けをある程度片づけたいということになっておりますので、自然環境班の委員の方々を中心に、本当にこの程度でよろしいですかという念押しをさせて頂きたいと思っています。他の検討班の方も、何かあれば是非一言頂きたいということだと思います。

「具体的に手順を明示して下さい」と、川端リーダーのご意見として出ておりました。第1稿の中には具体的な手順の明示がないところが多いので、それを提示して頂きたいというようなことでした。例えば、資料2の1ページの真ん中辺りにしても、回復のタイムスケジュールということがありますが、どういうものをどういう手順でやっていくか、或いはどのような検討班をつくって、どういう検討を実質的に次の具体的な施策に生かすかということを考えて欲しいというようなご意見が出てきていたと思います。

山村委員

資料2の自然環境の1ページ目に第1稿に対する意見・提案とあります。これは私も言ったことだと思いますが、河川環境の保全の目標となる姿、基準を記載すべきということと、それから、2番目のところでは水系全体のマップです。保全すべき地域等を示すと、これも私が言ったことだと思います。河川法の改正前に、河川局の通達に基づきまして淀川水系の河川環境管理基本計画を策定されておられたと思いますが、この中に水系全体のマップがかかれております。そしてゾーニングがされています。

どういうゾーニングかと申しますと、3つに分かれていて、自然ゾーン、自然利用ゾーン、整備ゾーンと琵琶湖水系全体についていろいろゾーニングされているということです。この時代のものはあまり環境というのを重視されないままつくられているわけなのです。そうしますと、これを改定するような形で目標とゾーニングというものは、策定されるべきではないかということです。

河川管理の担当者の方にお伺いしたいのは、一応通達に基づきまして河川環境管理基本計画をつくられた時に、各流域にどういう自然があるかということで、自然ゾーンが指定されているわけですけど、現在、どの程度、流域についての環境資源調査目録みたいなものをお持ちなのかということです。今まで調査されていた中で、どの地域にはどういう貴重なものがあるとか、或いはどういう貴重な魚が棲んでいるとか、そういう調査された目録は現在お持ちなのかどうか、お伺いしたいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

環境関係の調査といたしまして、水辺の国勢調査というのをやっております、いわば網羅的な形の一級水系の調査で、もう10年ほどになるかと思えます。その中で、それぞれの魚類とか両生類とか鳥類とかを5年置きに調べるという形でやっている調査があります。これは、淀川水系に限らず全水系、一級水系は全部、そういう形で調査しているデータとしてはあります。

あとは、個別の工事なり事業なりをする時に詳細にやっている部分というのは別途存在いたしますが、最初おっしゃられた環境管理基本計画から出てくるといってちょっと変ですけど、そういった全般にわたってというのは国勢調査というのがあります。

山村委員

全般と言われるのがどの程度のことかわからないのですが、環境資源目録をつくらうと思ったら、どの岸辺にどのようなものがあるかとか、どういう植生があるかとか、そういうことを調査しなければいけないのですが、そういう個別なものがなければ、やはり環境資源目録を作成するということについての提言をし、そして保護すべき地域とか、保護するといっても、どの程度という保護の度合いがありますので、そのランクをつけたゾーニングをやはり考えるべきではないかと思います。

自然保護と利用が裏返しですので、両方に関係するわけです。ですから、例えば、現在グラウンドとして利用されていても、魚類の生態系の関係からそこを回復すべきであるというゾーニングとか、そういう形のもので出てくると思いますので、やらなければいけないと思います。

もう1つは、自然環境という面から見ますと、保全の範囲というのは3ランクあると思います。1つは、一番狭い意味で、河川管理局の権限の及ぶ範囲です。これは一番狭い意味だと思います。それから、現在権限は及ばないけれども、法的な措置、例えば河川法による保全区域を指定すれば及ぶというものです。ですから、そういうことをやれば現在の堤内地においても権限を行使することができる範囲、これが第2番目の範囲だと思います。第3番目の範囲というのは、河川管理局としての権限は及ばないけれども、やはり、河川にも自然環境に因果関係を持っている地域、例えば、山林を伐採しますとできるわけですが、そういう保全区域に指定するというものです。しかし、これは河川管理局ではできませんので、それをどのように関係省庁と協議してその保全の方向に持っていくべきかというアイデアを考えていくべきではないかということです。ですから、それも河川整備計画の1つのプログラムにやはり入れていくべきではなからうかと思います。

宗宮部会長

河川管理者の方からありますか。是非、考えて欲しいということではありますが、よろしいですか。

川端委員からのご意見の中にも、保全すべき地域と活用すべき地域、それ以外の地域のゾーニングが今のところまだ明確に明示されていないのだけど、そういうのはどうなのだろうかというご指摘がありました。できればゾーニングして欲しいという意見がありましたので、どういう立場でゾーニングするかというのは、かなりまた違ってくるかと思えます。今、3つほどの新しい権限の中でのゾーニングの考え方が出てまいりましたので、どれによるかによって大分違ってくるという気もします。

生態の方からも保全すべき地域というのは、明確にゾーニングするようにして、早めにそういうのを提示した方がよいのではなからうかというご意見が出ておりました。今すぐできなくても、ゾーニングを考える委員会なり、或いはそういう検討班をつくるかをして具体化していく方がよいのではなからうかなというようなことだったと思います。

生態、生態環で、お魚の方でも結構ですが、どちらの方からでも何か頂けませんでしょ

うか。

田中哲夫委員

ゾーニングというのは、全部を守れないからここを集中的に守るという話なのです。先ほどの河川水辺の国勢調査で、大まかにはどこに何がいるのかわかっているという話ですけども、一体何故そこにその魚がいるのかという理由については、河川水辺の国勢調査では殆ど行われてないのです。実際のデータからイメージして、こういう場所ですから、例えばここにイタセンパラがいるのだと、そういう話にはなってないのです。

ゾーニングをしたところで、川というのは流域でつながっていますので、恐らく水位管理をしたら、ゾーニングをしたところのある生物が棲んでいた条件が変わる可能性があるわけです。そうしますと、恐らく何故そこにその魚がいるのかという生活全体を含めた、或いは他の生物との関係を含めた成立要因というのを押さえて、それをもとにゾーニングをしないと変わってしまうという気がいたします。

宗宮部会長

資料をずっとご覧頂きまして、まだ基本的概念として「自然が自然を、川が川をつくる理念」を反映し、以下の整備内容を追加すべきというような形で一応この環境・利用部会としては提示して、よろしくお願ひしたいということできてはいるわけです。これも甚だ具体的ではないので、実質はどう具体化するというのが求められるので、難しいところかもしれませんが、この形でよろしいですか。

有馬委員

ゾーニングの件です。かつて、当時の川の状況に合わせてゾーニングというのがなされたのです。自然地区というのは、ヨシ原が存在するということが大きな要素でした。ゾーニングが行われた後、自然地区に予定していた場所が、グラウンドの要求が強いので、自然地区としたけれどグラウンドに転用するので、下流の干潟があるような場所を自然地区と指定し直すということで、面積合わせが行われたのです。当時の川の環境に合わせてゾーニングというのが行われました。その後、水位低下、河床低下、高水敷の造成、そういうことが行われて、高水敷の利用の形態が随分変わってしまったのです。そういうことで川が川でなくなったという、それが現状なのです。

ですから、今は、もとの川に戻すということが大事であって、私の感じでは、ゾーニングするような場所はないと、そこまで言いたいと思います。水辺、それから堤防へかけての縦断的なゾーニングをするなら意味があるだろうと思います。かつて行われたゾーニングというのは全然意味がない、そういうふうに考えます。

それから、高水敷が造成される時点で、いろいろ説明があったのですが、100年に1回でしたか、200年に1回ですか、確率が出てきまして、そのためには川幅を広げなければいけない、川底を掘らなければいけないとなったのです。川底を掘って建材として売れる砂は売ります、売れない土は川の外へ持ってはいけなないので埋め立てに使う、それで堤防

を補強するという事です。その時点ではグラウンドにして野球をやるやらゴルフをやるやらという話は一切ないのです。あれよあれよという間に現状になってしまったのです。もう一遍繰り返しますと、やはりゾーニングよりも、まずとにかく川をもとの川に戻しましょうということが必要なのだと、そういうふうに私は感じております。

それから、国勢調査についてもちょっと言いたいことがあります、省略します。

江頭委員

もとの川に戻すという時には、もとの川についてしっかりおっしゃって頂かないと、何をおっしゃっているか多分理解できないと思います。例えば現在の淀川下流を見た時に、どうして複断面、高水敷ができてきたかという経緯もしっかり理解した上での話だろうと思います、いかがでしょうか。

有馬委員

どうして高水敷ができてきたかというのは、治水と絡めてのお話だと思います。今の水の状況、水位から流れ方、それのもとで、ゾーニングをやった頃に見られたような川の環境が少しでも戻るためにはどうしたらよからうか、そういうことを考えるのですが、それには高水敷をやはり切り下げて、今の水位で何とか攪乱域ができるような改修をやってもよいのではないかと思います。そこで、川が川をつくるという考え方が生きてくると思います。

江頭委員

高水敷に擾乱を加えるという話はよくわかります。ただ、例えば、高水敷がなければ、堤防いっぱい淀川が流れてれば、川の道というのは物すごくぶれるわけです。

今月はこちら側を流れていた、ところが、ちょっと雨が降ると今度は川筋が向こう側に行っただけです。そうすると、淀川から随分いろいろな水を引っ張って使っている、それから船も走っている、そういうことが全然できなくなってしまう。ですから、そこら辺も少し考慮して頂いて、もとの川に戻すという時の「もと」は何かということをしはっきり言って頂かないと混乱を招くと思います。

有馬委員

私は植物屋ですので草の面からしか言えませんが、せめて水辺で今まで見られたような草むらが育つような、そういう状況が欲しいと思います。

川の道が移動するというのは、木津川をご覧になると、その通りなのですが、淀川合流点から下流ではもう考えられないのです。これは素人ですからそう思うのかもかもしれません。

前にも紹介したと思うのですが、この間小学生を連れて、川の観察というのをやったのですが、全然水が流れてないのですよ。鳥飼大橋の下でやったのです。全然水が流れてないところで川の観察というのはあり得るのかどうか、やった後でつくづく反省したのです。

そんなのを全部ひっくるめて川らしい川という表現をしているのです。例えば、御幸橋

の辺りを見ますと、今、ぽこぽこと草が砂地に群落をつくりかけています。楠葉でもそうです。それは、陸上の草なのです。砂洲の上にヨモギが大きな群落をつくりかけています。砂洲の上にシナダレスズメガヤが大きな群落をつくりかけています。今までの理屈でいいますと、攪乱を受けて地下茎の深いヨシが群落をつくるのだ、それが河原の状況なのだ、環境なのだということを勉強しましたが、これからは、攪乱が要るといいながら、これから攪乱が起きたら、ヨシ群落ができるのではなくて、シナダレスズメガヤ群落ができてくるだろう、そのような危惧さえ私は持つのです。今、現にそう見られるのです。草でいうならば、淀川の水辺の草むらが帰ってきて欲しいのですが、実際に歩くとそんな草むらはないのです。

細川委員

私もゾーニングということに少し抵抗を感じる部類の人間なのです。地元の話になってしまうのですが、私の地元は猪名川の下流で、外来種のイネ科の植物の花粉症の被害に地域の人たちは随分悩まされています。今年は、私が住んでいる場所の前だけは、物すごく急いで刈って下さったのですが、反対側の川岸はそのままなのです。そうすると、症状は随分ましなのですが、やはり花粉症で結膜炎を起こしている子どもがいたり、鼻が出るから外出ができないという主婦の方がいたりという毎日になってしまうのです。

何がきっかけでそこまで広まったかといいますが、一部のところで牛のための牧草を植えた方がいて、それが牛を飼うのをやめて、牧草を刈らずにしまったために猪名川、藻川の流域にイネ科の植物があつという間に広まってしまったのです。

本当にたった1年、2年の間にあつという間にもとの在来種が生きていたところを覆い尽くしてしまうという外来種の繁殖力のすごさを考えますと、ゾーニングで足りるのだろうかという危機感がすごくあります。外来種も生きる権利があるだろうと言われるところですけども、それでも外来種の繁殖力のすごさを考えれば、やはりもう少し在来種が暮らしやすいような環境に整えることというのを積極的にやらないと、川の環境をよくしていくというのは難しいのではないかと感じています。

山村委員

誤解があるようですが、私の言っているゾーニングというのは、1960年代前半に戻す目標としてのゾーニングなのです。今の利用形態を考えて、ここはこうするというゾーニングではなしに、1960年代の川の状況がどうであったかということを調査して、それに戻すためのゾーニングです。

問題になりますのは、自然環境班としてやるべき役割というのは、川について、治水、利水、利用という3つがいろいろ関わってくるわけですが、治水、利水、利用がいろいろな政策が関わってくる中で、この地域については、これだけはやってもらったら困りますよというような制約をかけるのが自然環境班の役割ではないかと思えます。

第1稿を見てもみますと、いろいろな委員会が記述されております。利用委員会だとか利水調整委員会だとかあります。結局、これからの川の治水、利水、利用についていろいろ

な関わりが出てくる時には、特別な委員会で判断するという事になっているのです。例えば、利用委員会で、現在のグラウンドの占有許可の期間が過ぎた時に、更新するかしないかということ河川管理者が判断される時に、利用委員会の意見を聞いて判断すると言っているのです。しかし、何らの規範がなければ、ただ地域の人たちの要望が非常に強いから更新するという事になりやすいと思います。それだけの理由で更新されると、自然環境面からのチェックは何もないということになります。ですから、治水、利水、利用についての判断がいろいろな委員会でされる時に、いわば河川憲法みたいなもの、淀川憲法みたいなものが要るわけなのです。

そういう意味のものを具体化するのが、1960年代前半に回復するという意味でのゾーニングであって、そのゾーニングは、チェックのためのゾーニングなのです。利用のためのゾーニングではないということです。また、利用は利用のゾーニングが必要になってくるかと思えますけれども、今、話をしているのは、1960年代前半に回復するためのゾーニングです。

江頭委員

山村委員がおっしゃったことには賛成なのですが、ただ、1960年代前半というのが極めてわかりにくいのです。

私が推察いたしますのに、1960年代前半までは河川水質、或いは瀬と淵等については多分よかつたであろうと考えられます。これは、河川管理者に過去のデータをひもとして頂ければ多分わかると思えます。

ただ、1960年代前半の河川流域というのは、極めて危険な状態であったということはいえると思えます。殆どの川、特に沖積地はいわゆる河床上昇傾向にあったわけですね。昭和20年代、昭和30年代は河川災害が物すごく頻発した時代であるということをは是非ご認識頂きたいと思えます。

河川がずっと上昇しているということは、その時代に戻すということはまずできないと思えます。河川の自然環境の面からの話です。ですから、水質面とかその一場面をとれば、それは結構なことだと思えます。

宗宮部会長

お話に出てまいりましたような、我々の目指す1つの目標として1960年代の姿というのをベースにしております。

そうすると、今あったような治水、利水、利用の面の方でもまたどんどん変わってきてしまっていますから目標とするものも当然変わってきますよ、それでよろしいかという話になってくると、大変難しくなってくると思えます。ベース自身がどこに行くかということになりますから、1つの目安として、1960年に持っていくこと自身が無理なのかどうかということですが、話しがもとへ戻ってしまいますね。

江頭委員

変動する中の一場面としてそこに近づけるということは言えると思いますので、それはそれでよいのだと思います。ただ、1960年代の頃の川がよかったというのは、やはり語弊があるのだと思います。

紀平委員

1960年頃の川の形態に向かって戻すということでしたら川を埋めなければいけないわけですが、そんなことではなくて、その当時はPCBとか農薬とかいろいろな問題があって、高度経済成長のあおりを受けていましたが、川の生き物たち、植物や魚や昆虫や、かなりの生き物が川にはいたわけですね。イタセンパラもその頃発見されたわけですね。それらは、浅いところに全部いるわけですね。氾濫源にいるわけですね。水が伏流水とかがわいて出るようなたまりに生き残っていて、そういう環境が残っていたから、淀川らしさの生き物というか淀川の生き物が残っていたわけですね。それなのに、高水敷、ワンドをどんどん埋め立てて、ゴルフ場ができて、グラウンドができて、本川の河床低下も起こって、水が乗る場所がなくなってきたのです。ですから、その当時のワンドを全部復元しろということは恐らく無理だと思いますね。

1960年頃、淀川にいた生き物が少しでも戻ってくれるような環境は浅いところなのです。そうすると、有馬委員がおっしゃったように、高水敷の切り下げしかないのです。ですから、できるだけ工夫しながら、高水敷を下げて、少し増水すれば水が乗るような、第1稿にも水陸移行帯という言葉で、水辺移行帯とかいろいろ呼ばれますけども、そういう場所をたくさんつくって欲しいということです。

江頭委員

それを申し上げたのです。

川がずっと変化してきているのです。それを1960年代前半の静止画像で見た状態に戻すというのであれば、それはよろしいでしょう、ただそれは難しいでしょうという話をいたしました。

紀平委員

ですから、ワンドがもとあって、埋め立てして、そこが、或いは埋め立てではなくて、河床低下が起こって、少し掘り下げればまたワンドが復活するような場所がある、それが楠葉なのですね。それを今やって頂いたわけですね。楠葉 No.1、No.2 というワンドが今掘られています。

その時の工法なのですね。昔のやり方でいくと、平成ワンドというのが下流域にあります。ワンドをつくってやろうという形で、箱ものというか、石積みをして頑丈なワンドにしてしまうのです。でも、本当のワンドとしての働きは、そうではなくて、素掘りで、ちょっと掘っただけで、それがまた川の水が増水したり、また冠水したり、或いはなくなったりしながら生き物が戻ってくるというようなものです。

工事をした後に、きれいな箱ものでないと計算できないというか、そういう形で今までの工事の後というのはきれいにつくられたわけです。しかし、川というのはそうではなくて、水が将来変えていくだろう予測も含めたワンドというか、或いは高水敷の切り下げにしても、きれいに整地するのではなくて、でこぼこがあってよいと思います。

そういう考え方にこれから向かっていくというのが、治水、利水のために今まで荒れ果てた河川の環境を取り戻す、その環境というのが加わった理由だと私は思ってこの委員会に参加して、そういう話をしてきたつもりですし、何か聞いていると、ちょっと寂しいなという感じがしたのです。

寺川委員

今の議論ですけれども、江頭委員は総合的に見た川についておっしゃっているのだと思いますし、山村委員は自然環境から見て1960年代の頃に戻りたいのだということだと思います。1960年代前半の自然環境を持つような川をつくっていかうということは、既にこれまで合意してきたことなので、その部分はきっちりしておいた方がよいだろうと思います。

宗宮部会長

わかりました。1960年というのが、生態系とか生態、その場の自然環境まで含めてその時代ということを表記したのだということによろしいですね。

それでは、あと各ページにも同じように幾つも問題が散らばって書かれております。3ページ、4ページ辺りをご覧頂きますと、4ページの初めにも「普通種の保全が貴重種の保全につながるという考え方と普通種を保全するための方策を記載すべき」と、普通種についても考えなさいというところも出てきています。それは多分、昔に比べて今の立場をどうするかということで、このような文章が出てきているのだと思います。

右側の欄に書いてあります部会としての意見・提案の中で、これはどうも私は賛成できないというのがありましたら、特に自然環境のところをずっとご覧頂きますと何かご指示頂けると大変ありがたいと思います。

寺川委員

資料2の4ページの右側の最後に「森林の保全策を記載すべき」というのがあります。私も同意見なのですが、「方策を記載すべきか。河川管理者としてできることは何か」というところで、やはりこれは各省庁間、或いは自治体との関連が出てくる部分だと思いますので、是非進めていく手はずを国土交通交省の方でやって頂きたいと思います。

例えば、これまで高時川の上流の現地視察を3回ほどやったのですけれども、最上流部でスキー場の開発が行われていて、そこを視察しようとしたのですが、現地にさえ入れなかったということがありました。かなりひどい開発が行われていたのではないかという危惧もあるわけです。そのことが、濁水問題や治水上の問題に関係しているわけです。

ところが、森林破壊が行われていて、それをきっちり調査し、対策を講じようと思っても、近畿地方整備局だけではできないという辺りについて、今後どのようにやっていくか

は、もう少し具体化して話を進めていかなければならないと思っています。

琵琶湖の保全についても同じで、現在、琵琶湖は滋賀県が管理しています。国のやり方と滋賀県と、昨日も話し合いが行われていたと新聞に出ていましたが、やはり意見の相違があるということでした。森林を保全していくというのは非常に大きなテーマです。河川を良好な状態を保つ上で、是非とも、これについては入れて頂きたいと思います。

宗宮部会長

流域の保全という意味で、先ほど山村委員の方からも同じように保全すべき範囲はどこまでかというご指摘がありましたが、その辺の書き込みというのは、河川管理者の方ではかなり難しいものなのですか。

山村委員

この点は、農林水産省の関係の管轄なのですが、森林の場合には、国有林と民有林とがありまして、森林法で全国森林計画化、地域森林計画と、それぞれゾーニングがあります。

森林の河川整備計画というのがありまして、森林の地とゾーニングをチェックして見直さないといけません。それから保安林もありますから、保安林の場合には保安林の解除をしなければ開発はできませんけれども、保安林がかぶってないところについては、ただ林地開発許可をもらえばできるということです。しかし、林地開発許可は非常に甘いといったらおかしいのですけれども、すぐになされるということです。

結局は、調べるとするならば、琵琶湖なら琵琶湖の水質とか生態系に影響する森林の範囲というのはどこまでかということを見定めて、その森林のゾーニングはどうなっているか、その場合に保安林で解除をする時には解除しないように働きかけるとか、普通の林地開発許可でいけるような場合については、中のチェックをしてもらえるようにするとか、それを河川管理者と農林水産省との協議でやるのか、それともこちらの委員会の方で具体的に調査して、農林水産省の方にこういう形での要望をした方がよいとかいうことをまとめないといけません。全て河川管理者に預けてしまうというやり方ではなかなか進まないのではないかと思います。

宗宮部会長

省庁間の話し合いというのは大変難しいと思いますが、書けるかどうか、その辺はいかがなものなのでしょうか。この辺は河川管理者の方からお答え頂けますか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

なかなか明確な答えにならないところがあるのですが、今言われました地域森林河川整備計画等を河川整備計画の中で書くというのは、それは無理だと思います。ただ、森林がどういう状況であるべきかというようなある意味理念的なものとか、我々としてこういう働きかけがあるというようなことというのは書ける範疇はあると思います。そういう意

味で、こういうのは書けるかと言われてもやはり具体的な話がないとお答えしにくいと思います。森林の整備については、具体的にしなければなるほど書けないということも出てくるという裏腹なところはあるかと思えます。少なくとも、森林の河川整備計画みたいなものは我々サイドで書くわけにはいかないところであります。

宗宮部会長

5ページに大きな丸がついていますのは「『様々な主体の参画を積極的に推進し、多様な考え方・知識・技術・働きを融合して協働で取り組む』という提言の理念を反映すべき」であるとあります。要するに市民の意見をいかに吸い込んでくるかという辺りが幾つかの課題として挙げられてきておりますが、これでよろしいですか。

三田村委員

はい。

宗宮部会長

それから、6ページ辺り。「これまで行ってきた事業や計画している事業についてその効果进行评估し、今後の計画や事業実施に活かしていく方向性、方策を記載すべき」ということで2つほど「・」をつけたものが書いてあります。しかも、最後のところは自然環境の保全、回復のための事業も具体的な事業イメージを書けというようなことで、この場が決まってこないとかなり難しいことだろうと思えますが、我々部会としては書いて頂きたいという要求を出しているのですが、いかがでしょうか。

寺川委員

この2点についてはよいと思います。さらにこれも森林の評価とも関係してくるのですが、例えばダムを建設しようという時、治水、或いは利水等を考えてダムは有効というような説明があったのですが、その中で、水没する自然の価値、水没する自然というのは森林の評価が大きく関係してくると思います。或いはそれに伴って水が汚れる、さらに魚とか生物に影響を与えるという辺りをどのように評価していくのか、是非こういった視点を加えて頂きたいとお願いしたいと思えます。

宗宮部会長

「評価し」となっているのは便益とかコスト、コストベネフィットを明確にしないでということになってこようかと思えます。ベネフィットは何かというような計算がまた大変難しい問題を含んでおりますので一概には言いにくいかもしれませんが、いずれにしても、度外視して行すべきというのではなくて、やはりこれも入れなければいけないので、評価するスタンダードみたいなものまで要りますよというようなことがあるのだろうと思えます。

三田村委員

評価の視点についてですが、マイナス評価を積極的にやって頂きたいと思います。こういうことをやるとこういう結果があるのだということ、またそれを将来の教訓にして生かすという視点が重要だろうと思いますので、よろしくお願いいたします。ある意味での完全な情報公開になります。それをやって頂きたいと思います。

山村委員

評価というのはやはりマイナス面の評価でありまして、先ほど寺川委員が言われたように失われる自然の評価なのですけれども、ヨーロッパでは、特にドイツ辺りでは、先ほど言ったように、ダムでもし森林が沈む部分があれば必ずそれに対応する植林をしなければいけない、いわゆるミチゲーションを義務付けています。

ただ、そのミチゲーションというものにも人工的なあまり自然生態系に考慮しないミチゲーションもありまして、例えば名古屋の干潟の問題で人工干潟をかわりにつくるというような話があって、それはおかしいとかいうことがありました。いずれにしましてもマイナスの面については必ずどこかで再生するということを義務付けると、そういうことが必要になってくるのではないかと思います。

宗宮部会長

評価する項目の中に自然に対する評価は入り込んできているのだろうと私は思いますので、そのバランス関係から最後にどう評価するかということが問題になってくるということだろうと思います。

次の7ページの方は「水陸移行帯整備についての方針を明示、修正すべき」であるとあります。2項目ほど「・」のついた項目がありますが、先ほどからもう既にゾーニングの話は一般論としてはお話を伺ってはいるのですが、これでよろしいでしょうか。

水陸移行帯整備というのが水辺整備とかいろいろな形で表現されていたのですが、いかがでしょうか。

中村部会長代理

先ほどの議論とも関係するのです。河川管理者として委員会からゾーニングの話、それから自然生態系機能の回復、その手段として水陸移行帯整備ということが概念的に提示されたものを個別具体的な場所だとか、場合によっては先ほどのゾーニングの議論がありません。流域をこういう形で整備するというものが既に一部出てきています。今後もそれをさらに委員会にとっても非常によい計画ではないかという方向に向ける努力はされていくと思いますが、ただ自然を相手にしていることですし、計画と計画に伴った事業をすれば目的としたことが達成されるということでは必ずしもないと思います。かなり時間がかかるものですし、事業をやるということが目的ではなくて、そういう機能が回復していくようなプロセスをつくり上げるということになると思います。

そういった場合には、1つは河川管理者が言っている検討というものがありますよね。

何年から何年までこういう検討をするとあります。或いは、検討しながら持続的によい方向に向けていくようなことを試みますということは一方で、要するに、時間軸が入ってくると思います。

そうすると、この委員会が終わった後どうなるかわからないのですが、委員会なり専門の関係者が持続的にモニタリングして、うまくいかなかったところはうまく改善していくというような仕組みが必要なのだと思います。その部分があまり明確に出ていないのではないかなと思います。それを強調していく必要があるのではないかと私は思います。委員方のご意見も伺って、それがどういうものなのか、どういう仕組みでやっていくべきなのか、或いは場合によっては河川整備計画の中に、そういうことがずっと計画を進行させつつ担保していくような何らかの配慮が必要なのかなということなのだと思います。

山村委員

非常に重要な問題でありまして、私は行政管理の研究をずっとやっているのですが、いわゆるポリシー、プランニング、プロセス、プロジェクト、それからその後の執行管理というものがあります。結局、計画の後には必ず執行管理システムというのをつくっておかないと、これは実効性が担保されないということになります。

執行管理システムについてはいろいろな県がいろいろな形で研究されておりまして、一番先進的なのは横浜市の環境管理計画、それから神奈川県環境管理計画の執行管理システムですけれども、結局これも全庁体制で、いわゆる縦割りではできないので、横割りの調整を図った形の執行管理システムというものをきちっとやっておかなければいけないということがあります。

この執行管理システムというのは、整備計画の中にも書いておく必要性はもちろんあるのですが、別版でまた執行管理システムというのをつくるということも必要ではないかと思っています。

宗宮部会長

川端委員の指摘も、完全に覚えてないので申し訳ないのですが、例えば4ページにあるような「生物の生息に必要な空間的規模」というのは相手が決まらなると決まるとこないので、どの時点であればどうだという調査を要するもので、データの蓄積がどうしても要するものがあるといえます。従って、そういうものを今のような環境管理システムの中に組み込んで、それでデータをためながら管理につないでいくというのを是非入れておかないといけないのではないかなというご指摘もありました。

今、全部わかっているわけではありませんから、その次にどちらを向いてやろうかということをごへ行けばわかるか、データが集めてあるとか、管理はこちらですよというのがわかるような体制が要るのではないかな、そういうシステムをつくって欲しいというような指示が一部あったような気がしております。そこらになってきますと、そんなところまで後の体制付けを書けますか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

もともと私どもが言っているのは、今回の河川整備計画は硬直的なものではありませんということです。まさに順応的な計画でやっていきたいと言っているわけです。

ですから、我々の第1稿の文章はまだ非常に言葉足らずで申し訳ないのですが、「はじめに」のところにも、今回河川整備計画を出すけれども、これは事前事後モニタリングをやって、そしてその都度再評価をして、再度といいますが、いわゆる実施の進捗なりそのチェックをしてもらうという意味でこの流域委員会に今後もずっと報告をして、そしてもし我々の想定と違っている結果が出たり、或いは途中で変なことになったりしていると、そこを修正、或いは場合によっては中止するという含めてやりますよということは我々一番大事なシステムとして盛り込んでいるつもりなのです。もしそれで不十分であれば、具体的にこういうことを盛り込めとおっしゃるならそれでよいのですが、そういうシステムが要りますねと言われますと、我々も一番大事だと思ってそれを書いているのですから、私どもは非常に心外です。

宗宮部会長

ただ、我々としては河川整備計画の中にそういう委員会名まで入れて流域委員会をつくるというのはどこにも入ってこないの、そう思ったのです。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

いえいえ、全部書いています。

宗宮部会長

書いていましたかね。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

第1稿の中で我々は「計画の進捗チェック、見直しを行う組織として、淀川水系流域委員会を継続」と書かせて頂いています。

細川委員

河川管理者を信用しないわけではないのですけれども、末端まで理解が行き届くかということに関してはまだまだやってみないとわからない部分がありまして、例えば地元の人たちに「このところは土のままにして、きれいな花も植えてないではないか」とか「ここはこんなでこぼこのままにされたのでは歩みにくいではないか」とか、そういった公園的整備を求める人たちの苦情を受ける末端の方たちがそれを受けて舗装してみたりとか花を植えてみたりとか、本来の理想とはかけ離れた整備を突然しないとは言い切れないのではないかなと思ったりするのです。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

これはまさに先ほど山村委員がおっしゃったけども、私どもは今回の河川整備の基本的な考え方というのを憲法だと思っていますから、それでやっていきたいと思っています。

但し、今細川委員がおっしゃったように、ではここをちょっと舗装してくれと言われて末端の方でやってしまうことがあるのではないかと思います。確かに、それはあるのかと思います。ですが、それはもう我々も常に現場を見ながら、また当然委員方にも現場を見てもらわなければいけないと思いますので、その中でお気づきにあった点で修正するなり、或いは私どもにおしかりを頂くということで積み重ねていくしかないように思います。それでは、それを末端の1人1人まで本当に保証できるのか、そういうシステムをつくれと言われると、これは私、正直言って、今の時点でそういうシステムは書けませんし、つくれないと思います。

宗宮部会長

最後に8ページです。「農業用水の堰についても、農水省と連携して検討すべき」とか「説明資料（第1稿）で使われている用語について委員と河川管理者との共通理解が必要。例えば、『河川環境の修復』（提言では保全・回復）や『ビオトープ』、『水辺移行帯』（提言では水陸移行帯）等が挙げられる」とあります。ここらはもうかなり整理されているのかと思います。

下の方では「自然環境面から直轄外の河川をどう考えるか」とあります。直轄外まで入れますか入れませんかというようなことを考えて欲しいということも入っております。

それから、次の9ページには2つ丸がありまして、「河川形状の考え方について治水と自然環境との関係をどのように考えるのか明示すべき」であるとか「ダムについて、『自然環境への影響・改善策』を明確に記載すべき」と書いています。この辺りについては、委員の方、いかがでしょうか。

用語についてはかなり整理がされてきています。前は、水辺移行帯と水陸移行帯とが混在していたのがありました。ただ、こういうものは全部定義して、後できちっとまとめておくということになるのかと思います。

寺川委員

「ダムのあり方」のところなのですが、「自然環境への影響・改善策」ということで総括されるかと思いますが、特にこれまでの意見・やりとりのところでも指摘されているように、ダムの場合はダム湖の水質というのがあります。これまでの近畿地方整備局の説明の中でも量的な面からの検討というのはかなりなされております。けれども、水質面でどうなのか、その調査・検討というのが非常に遅れているので、特に水質の問題として言うておく必要があると思います。

中村部会長代理

確認しておきたいのですが、今やっていることは基本的には4月17日に出てきた第1稿に対する意見提案で、寺川委員が言われたようなことを中心とした議論というのはこれからになるのだらうと思います。ですから、そういう委員の方の意見がこれから集約されて、河川計画全体としてどういうことになるのかまだこれからです。特に水需要の問題もまだデータの提示ができていませんし、詰めた議論を今日の段階ですることはなかなか難しい状況であるということだけは確認したい方がよいかと思いますけどね。

本多委員

寺川委員がダムのあり方のことをおっしゃいましたので関連して申し上げたいと思います。

「自然環境への影響・改善策」というところなのですが、猪名川部会でも報告をさせて頂きましたが、実は余野川ダムのところで1年間専門家の方と環境調査をさせて頂きました。その結果については部会とワーキングの方とで報告をさせて頂きましたが、その中に、例えば1つの事例として、非常に環境のために努力をして改善策を打って頂いていたというのを幾つか見ることができました。しかし、それが本当に環境のために役立ったものになっていたのかどうかというのは、見ていまして非常に疑問の残るものがありました。例えば、モリアオガエルのピオトープもその1つの事例でした。

私、前回ダムの見直し案というのが出てきた時に一体見直しにどれくらいの年月をかけるのかということをお聞きしましたら、大体1、2年と村井調査官がおっしゃったように思います。確かに、行政はのたのた、のろのろやろうというのではなしに、迅速に速やかにやろうという決意を込めてそのようにおっしゃられたのだと思いますが、例えばピオトープにしる、自然環境の改善策にしる、バックデータをとるのに1年や2年でできるはずがないということがあると思います。

それで、行政に確認をしたいのですが、実際にここにいらっしゃる専門家の皆さまに1、2年で自然環境の影響と改善の策が見直し・調査できますかと聞かれたことがありますかということをお聞きしたいのです。

それとあと2つ聞きたいのですが、見直しや調査の内容によっては1、2年以上かかることもあると認識されていますかと、それが2つ目です。3つ目は、自然環境に対して影響があって有効な改善策が見い出せなかった時はさらに検討を続ける用意があるのかという、この3点をちょっと教えて頂けませんでしょうか。よろしくお願いいたします。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

3点とも同じ答えになるのだらうと思いますけれど、ダムの置かれている社会的状況もありますのでなるべく早くということと1、2年くらいと申し上げたわけですが、その中で、その時点でどのように考えるかということをお判断していくということになります。ですから、その時点でとても不足部分があって判断できないというようなことというのは、場合によってはあるかもしれません。ですから、何らかの状況の判断をそれくらいの中ですていきた

いと考えているということです。

本多委員

治水や利水はご専門なので1、2年でも片づけられるというご自信を示されたのかもしれませんが、環境に関してはひょっとしたら1、2年ではできないこともある、物によっては十分な検討を加えていかなければならないものもあると理解してよいのですか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

反対から言いますと、環境の全てのものがわかるのは1年、2年、5年、10年の話ではないということが一方であると思います。ですから、その時点においてわかっていることの中でどう判断していくかということだと思っています。

本多委員

よくわからないのですが、私が心配しておりますのは、1、2年でけりがつくものと1、2年でけりにつかないものがあるということです。その時にはやはり十分検討をして頂きたいということがあります。ただ、どうも今マスコミを見ておりますと、前回の報道の中でも1、2年後には結論が出るような風潮が随分出ています。それは迅速にやるという意味ですから当然のことと思います。

しかしそれをひとり歩きさせたがために本来もっと検討しなければならないものが途中で見切り発車のような事態になって、自然環境に対する影響やそれに対するきちとした改善が打てないというようなことになれば私は問題だと思っていますので、そういう意味では迅速に見直しはやっていくという姿勢は持ちながらも、物によっては1、2年を超えるような検討もあるのですよというようなことを是非ひとつお考えの中に入れておいて頂きたいなと思います。

宗宮部会長

自然環境班の意見提案の事項を9ページほどにわたりましてずっと検討してまいったのですが、全体を通じて、是非この際これはもう一遍考え直したいとか追加して欲しいというようなことは何かありませんでしょうか。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本)

大事なことなので確認だけしたいのですが、一番初めに議論されましたゾーニングですが、これについてはゾーニング計画を今回の河川整備計画で出せとこの部会ではおっしゃられるのかなのです。

実は、前にも水陸移行帯のゾーニング設定をすべきだという議論があった時に、私の個人的な意見として、今回はとにかく分断から連続性へということが我々のまさに本当の憲法というかキーワードでやっている中で、またここまでが水陸移行帯でここからは違いますよという発想自体がおかしいのではないですかという話をしたのです。

それで、今回も、実はこのゾーニングということをやるとかえって、「ここは利用ゾーンだ、ここは保全ゾーンだ」という発想で本当によいのかどうかということなのです。我々は河川全体について縦断的にも横断的にも連続性を持たせていこうということを行っていますし、実際具体的に出しているわけです。なおかつ、利用についても、いわゆる川の中でなければならないようなものについての利用は基本的に縮小していこうという精神でやっているわけなのです。

その中で、ゾーニングというのをどういう観点でしるとおっしゃっているのか、その辺をはっきりしておいてもらわないと、単に河川管理者は河川整備計画でゾーニングをやれと言われても、どうも我々は今しっくりこないという感じなのです。

宗宮部会長

ゾーニングする対象、相手も単純ではないわけです。生態系相手ということであれば、陸域なのですか水域なのですか、或いはその他全体の利用まで含めた話なのですかというようなことになってきますと、水位、水量から治水、利水全部関わってきまして、多分今の時点では厳密なものは殆ど書けないと思います。それはもう皆さまがよくご存じだと思います。

しかし、せっかくディスカッションしてきて全く何も絵がないのではよいのだろうかというところからゾーニングという言葉が出てきているのではないかなと思いますが、委員の方、いかがでしょうか。

山村委員

その関係で生態環境資源目録があるかどうかを最初にお伺いしたのです。そういうものがなければ、やはり改めて調査してからでないというゾーニングはできないわけです。

ですから、もしそういう全体的な大まかなものがあるだけで細部のものがなければ、自然生態系の分布調査から始めなければいけないわけであって、今すぐゾーニングというのはできるわけがありません。それから始めて生態系調査目録ができましたら、10年目標なり20年目標のターゲットをつくって、それこそ1960年代の川に戻すための1つのゾーニングみたいなものをやるべきだということです。生態系調査目録もないのに今すぐゾーニングをするなんていうことは、これはもう不可能なのです。

ただ、その方向性をこの整備計画の中で考えるようにすべきなのかどうかということなのです。ですから、今すぐゾーニングするわけではなく、その方向性を例えば10年、20年の中でつくっていくかどうかと、そういうことを整備計画に盛り込んだ方がよいのではないかということです。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本)

先ほど言いましたけど、水辺の国勢調査もやっていますし、それから例えば貴重種というようなものがどこに分布しているとか、これは多分網羅的ではないと思いますが、かなり今までの蓄積があります。それと、川全体の生態分布マップというのを一番初めに

各委員の方々にお配りしたと思いますけども、一応そういうものもあります。

私どもは、どちらかといいますと、まさに生態の分布みたいなものの現状を踏まえた上で整備なり、或いは利用の時に個々にまず議論していくのかなという気がしていたのですけども、今の時点で「ここは大した貴重種もあまりいないし、普通の魚しかいないから、ここはもう利用ゾーンでよい」とか、そういうことができるのかなということをちょっと私は疑問に思っているのです。

倉田委員

私がお話ししようと思ったことは既に山村委員が今ご説明なさったので、ほっとしました。ゾーニングと言いますけれども、ベースになるのは、見る角度によって違うのです。ですから、そういうものをどれだけ集められるかということが、ここまで集めたからゾーニングしてみようか、さらに追加資料が集ったからゾーニングし直ししてみようかという試み程度しかできないはずなのです。そんな簡単にゾーニングなんてできるものではないのです。

それから、もう1つは、川の問題というのは天候の問題もあるのですね。10年、20年の間に随分天候というのは変わる、雨の量も年によって変わる、いろいろな変化がありますので、簡単にゾーニングなんて言うべきでないと思います。山村委員がおっしゃったことに賛成です。

江頭委員

ゾーニングというのを自分自身がよくわかってなくて、前に自然環境班でしたか、ワーキングでしたか、そこで話に出たのは、記憶で申し訳ないのですが、ここはもう絶対人がさわってはいけないというところがあればそこには手を加えない方がよいという、そういうゾーニングの意味が1つあったと思います。これは私の意見ではなくて、そういう意見が出ていたということを紹介しておきます。

川上委員

ベーシックな考え方としまして、ゾーニングという考え方は、私はやはり人間の都合で人間の判断で行われるものであって、生物界や植生の世界でゾーニングをするというのは、私はよくないと思います。むしろ人間の社会をゾーニングすべきであり、都市計画等で商業区域とか、或いは住居専用地域とか、むしろゾーニングされるべきは人間の方であると私は言いたいと思います。

紀平委員

私もゾーニングには反対です。反対ですけれども、先ほどおっしゃっていましたが、ある程度まだ自然が残っているような場所、琵琶湖はかなりそういう場所もあるそうですけれども、或いは湖周道路ができたからないかもしれませんが、淀川にはもう殆どありません。本当にこのままほっといたらだんだん衰退していくのではないかと思います。

ちょっとだけ手助けしてやったらよいなというくらいの感じのところはあると思いますね。

淀川というのは本当に、全国に自慢できるというか、昭和46年からけんかをしながら調査してきました。その頃から本当に、人工ワンドもつくってもらえながらイタセンパラがここにいるやないかと言いながら、こちらがかなり無理を言いますと、その10分の1くらいはというか、ほんの一部分は認めてもらって、ちょっとここは残しておこうとか、或いは代替ワンドをつくってやろうとかいう形で、調査はかなりしております。これは恐らく全国の河川で、これだけ長年調査をしてきた河川というのではないと思います。

昭和46年から淀川生態調査団、平成9年からは環境委員会が立ち上げられまして、かなり調査もして議論もしております。国土交通省のそれぞれ担当の課長とか、いろいろな方と何遍も議論をして、実際に刻々と、川は水が増水すると様々な場所がおかしくなる、或いは耐震工事だとかいうことで、いろいろなことで話し合いをしながら、淀川本川については相当、自然環境も見ながら話しております。

私は木津川とか桂川とか、そういう上流域については、どれくらい調査をなさっているのかわかりません。しかしながら、その辺りでも現地で調査している方がいると思いますね。国勢調査だけではなくて、そういうデータをもっと集めてもらって、もっと具体的に自然を見直して、早く取り戻すというか、そういう方向に向かわないと、このままほっといたらもう駄目になってしまいます。

私は、今朝も昼まで淀川へ行っていたのです。この5月も殆ど毎日のように行っています。今日は水が干上がって稚魚が死にそうなので、もうたまらないくらい、ここにいってもそんな気持ちしながら今思い出したのですけれども、早くしないと利用の面というか、少年野球とか老人会とかで使わせてくれというような要望が強くて、そちらに負けてしまって、川の自然がどんどんなくなってしまう、川らしさがなくなってしまう、そんな気がしています。

淀川水系流域委員会では、具体的な話をしようと思ったら、たくさん委員がおられますから、人数が多過ぎて意見がなかなか述べられません。ですから、小委員会をつくって、そこで相談しながら国土交通省と、そういう感じで進めていくのがよいのではないかなということを提案します。

宗宮部会長

自然環境班のリーダーが今日はいらっしやらないものですから、この場で自然環境班の結論を出してしまうのは難しいとは思いますが、現実にはこれまでの部会の意見の中でもかなり、ゾーニングの作成が必要だというようなところまで意見としてここに載っておりますので、今頂きましたご意見から、できたら部会長、或いはリーダー、サブリーダー、或いはそこに山村委員もお入り頂いて意見をまとめて頂いた方がよいかなという気がしておりますが、いかがでしょうか。

中村部会長代理

自然環境班のリーダー、サブリーダーがおられないので、取り敢えず、この中でどなたかが中心になって、ゾーニングということはこういうことなのだ意見を集約して、委員会としてはこういうことなのだ河川管理者に出せるような体制を、この場で決められたらどうですか。

紀平委員が中心になって頂くか山村委員が中心になって頂くか、その辺も含めて休み時間にでも決めて進めていかないと、メールでやりとりして下さいといっても、これはなかなか、ではだれが中心になってやるのだということになってしまうので、おられる方の中でやって頂くということを確認したらどうでしょうか。

田中哲夫委員

ゾーニングのスケールと質の異なったものがごっちゃになって議論されていました。例えば利用区間とか保全区間という話もありますし、先ほどの河川管理者の方からの、移行帯と区域を分けるのとは全然スケールが違います。そこを整理しないと、ゾーニングの時に何と何をゾーニングするのか、軸もスケールもばらばらだという気がするのです。河川環境を全ての流域にわたって改善するというのが大前提ですよ。

その中でも先ほど山村委員がおっしゃった生態環境マップでしょうか、淀川流域の中には、例えば木津川のイタセンパラ、それから亀岡盆地にはアユモドキがいるのです、天然記念物が。そういうところはやはり手厚くサンクチュアリとして保全する必要があります。河川管理だけではうまくいきませんから、アユモドキの場合はきっと農林水産省も絡んでくるとは思いますけども、そういう場所を重点的にやるという構造だと思います。ゾーニングのスケールや質を整理して、それから意見を出して頂きたいと思います。

山村委員

今言われたご意見に賛成です。先ほど川上委員は、自然についてのゾーニングはないと言われましたけども、自然公園法と自然環境保全法は全部ゾーニングをしているのです。法律で全部ゾーニングして開発規制をやっているわけであって、まさに自然環境こそゾーニングがなかったら守れないのです。だから法律ではやっています。

それから川について、私はドイツの川の調査に前に行ってきたのですが、あそこは川についてはピオトープを初め、1つの流れについて極めてきっちり細かいゾーニングをしております、河川を守るために実にきめ細かい規制が、全部そのゾーニングの中で規制されているわけなので、そういう実態を見てきたのです。ですからドイツの川というのは本当に、ちょっと郊外の方に行きますと全く自然のままなのです。そういう規制がかかっておりますし、それからまた、回復のためのゾーニングもきっちりとされております。ですから、やはり特別にそういうチームをつくって、やはり必要かどうかということから、ちゃんと検討した方がよいのではないかと思います。

有馬委員

確かにおっしゃる通り、ゾーニングの意味がごちゃごちゃになっています。これまでの意見で見ますと、保全地域を示したゾーニングマップの作成が必要だという意見が出ています。先ほど話題になったゾーニングというのは、山村委員のおっしゃった自然地区、利用地区、施設地区、野草地区とか、そういう利用目的のためのゾーニングで、以前出てきた意見として書いてあるのは保全地域を示したゾーニングマップということで、ちょっと意味合いが違うような気がします。

ただ、気になるのは、それがなかったらどんな利用計画を立てるかという、それが判断する際の基準になっていくだろうということです。それならゾーニングは、むしろ私は要らないと思います。琵琶湖淀川流域全部が、保全のための手をつけてはいけない場所であると思います。今、山村委員のおっしゃった通り、そういうふうに考えていけないといけないと思います。利用のためのゾーニングではないのです。

宗宮部会長

わかりました。それぞれ対象となるものによって、かなりゾーニングの解釈とか考え方、設定の仕方が変わってきますので、ちょっと今ここでディスカッションする時間がありません。休憩をとらせて頂こうと思いますので、それこそ山村委員を中心にして何人かにお集まり頂いて、大体の方向を出して頂いた方がありがたいと思います。それでかつ、リーダーの方と最終的には打ち合わせして頂いて、このような格好になりましたというのでつくり上げたらどうかと思いますが、いかがなものでしょうか。よろしいですか。

それで、この辺の自然環境関連のことを終わるにあたって、他に管理者の方からは何かお聞きすることはありませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、時間は3時半になりましたが、ここで休憩に入らせて頂きたいと思います。

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

それでは、15分休憩させて頂きまして、3時45分開始とさせて頂きます。3時45分になりましたらお戻り下さいますよう、お願いします。

〔休憩 15:30～15:45〕

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

開始の時刻となっておりますのでお席の方にお戻り頂きますよう、お願いします。委員席の方には川上委員からの提供で、新聞記事のコピーを配っております。一般の方には受付の方に置いておりますので、閲覧でご覧下さい。

それでは時間となりましたので、宗宮部会長、よろしくお願ひいたします。

宗宮部会長

それでは、よろしくご検討のほどお願ひいたします。

お手元の資料2の10ページから水質が始まります。ここで、最初の水質管理のあり方、

方向性というようなところでは、「水質管理目標(ゴール)を具体的に記述すべき」ということが1つあって、そこで3つくらい大きなポイントを指摘しているとなっておりますが、ここらについては何かご意見ありますでしょうか。

三田村委員

前に申し上げればよかったのしょうけれども、「河川管理者として長期的・理想的な水質管理目標」というのがありますが、それと同じレベルの「 」になるのかもしれませんが、河川管理者が望ましい河川水質を維持するための管理方法の理念を明示して頂ければと思います。

といたしますのは、先ほど例えば4ページで、森林地帯の保全、水の涵養、他省庁との連携、或いは8ページの下の方に、自然環境面から直轄外の河川をどう考えるかというのがあります。先ほどは淀川全体を考えた自然環境、或いは水質を河川管理者は考えていくのだと明言されましたが、従来の管理のやり方というのは、河川全体ではなくて、直轄部分であったと思います。それがやっと流路になってきたということです。それをさらに私は流域界にまで広げて頂きたいと思います。

できれば、水収支に関わるような部分まで管理の範囲にして頂きたいのですが、それはあまりにも大き過ぎますので、せめて流域界まで、即ち点から線へやっと呼りかけてきたところだろうと思いますから、その点から線を、さらに面へ広げて頂きたいのです。即ち淀川水系というのはどこの面なのかという、その中で望ましい水質を維持するための管理方法を考えて頂きたいと思います。例えば、水位操作だとか水利用だとか生産活動等、幾つかありますね。それと人間活動の適正規模といたしますか、そういうものまで含めて言及して頂ければ将来像が見えてくるような気がいたします。

もう一度戻しますが、望ましい河川水質を維持するための管理方策の理念を書いて頂けると非常にわかりやすくなると思います。

宗宮部会長

大変大きなテーマで、実際問題としてどうするかというのは、具体案を出せと言われると、かなり難しいかなと思います。

三田村委員

そういう意味で、私は理念と申し上げたのです。

宗宮部会長

理念ですね。理念の提示がされたらよいというお話だったのですが、ここらについてはいかがですか。

矢野委員

川上委員の方から新聞記事を出して頂きましたが、前回の部会で少し私が説明しかけていました水道水の水質基準の話が出ておりまして、まさに今週中にこれが省令として大体出てくるということになる予定ですが、以前に申し上げました内容が若干変わるようです。

特に、におい物質につきましては、2MIBとジオスミンであるのですが、それにつきましては暫定的な基準がどうも設定されそうだとということで、以前に部会で申し上げましたのは、例えば10pptという話をいたしましたけども、どうやら20pptで暫定的にということで、ただ、その暫定の期間がどれくらいになるか、ひょっとすると3年くらいしかないのではないかと話もありますので、はっきりしたことはわかりませんが、そのような情報も入っておりまして、近々にそれが出るということです。

それと今、三田村委員の方からお話がありましたように、いわゆる望ましい水質とは何なのだということだと思いますよね。それで実は、皆さまもよくご存じのことだと思いますけど、環境基準というのがありますけども、環境省から出しています基準がどうも現状にそぐわないのではないかとということで、環境省の方で見直しをやはり始めているというのは、もう皆さまご存じのことだと思います。もともと環境基準というのは利水に関して、もちろん景観もあるのでありますが、例えば水道であるとか水産であるとか農業用水関係とか、そういう利水目的に関してどういう基準を設定するかが課題になります。歴史的には望ましい水質というようなものが初め昭和45年くらいにできまして、その中で後に環境基準というものが設定されてきたものです。

ですから、ちょうどその昭和45年くらいのいわゆる望ましい水質というのは、先ほども議論がありましたが、1960年代の環境というのがありますけれども、例えば淀川のアンモニア性窒素を見ても、確かにアンモニア性窒素は一時、物すごく悪くなりました。それで、昭和30年代くらいからの汚染のカーブは物すごい勢いで上がってまいりました。もちろん下水道の整備や高度処理化等で、淀川ではアンモニア性窒素はその30年代に戻ってきているのではないかと感じもしています。完全には下がっていませんけども、大体下がってきているような状態です。

また、BOD成分は確かにかなり減ってきておりますけれども、COD成分みたいなものは若干まだ上がりぎみだというようなところもありまして、物によって随分違うのではないかなということがありますので、恐らくここでこれを河川管理者の方に基準として設定しなさいと言いましても、これは大変難しい問題があるのではないかなと思います。

この流域委員会の中でどういう方向付けをしたらよいのかということになりますと、かなり論議を深めないと、流域の部分毎に考えていかざるを得ないのではないかと感じがあります。それを詰めようとする、また別の委員会でじっくりやらないと、今ここで簡単に決めるようなものではないのではないかと感じがいたします。なお、例えばこの委員会の中で水質基準を設定しましょうよという方向付けはしてもよいと思います。

それと、先ほども申しましたように環境省や複数の省庁でやっておられることとの整合性もありますし、その調整の問題があるのではないかと感じます。水質目標というところで、考えないといけないのではないかと感じています。

宗宮部会長

確かに水質基準となりますと、法律が裏について回りますので、河川法の中で、自分でつくるというわけにはいかないだろうということで、あくまで水質管理基準のような、管理目標のようなものになるということになれば、地域の流域ごとによって変わってくる、その利水、治水のあり方によって変わってくることはあり得ることだと思います。望ましい河川管理をするための理念と方法をどこかに書いただけ書いてくれませんかというご意見がありましたが、委員の他の方々はいかがなものでしょうか。

多分、望ましい河川水質とはというのを設定し直さないといけないとか何とか出てまいりますので、またこれも委員会を別につくって考えて下さいというようなことになるような可能性が若干あるのですけども、これはかなり利水サイドの話と関連を持ってくるということかと思えます。10ページのところは、そのようなことを追加して欲しいというご意見がありましたが、あとはよろしいでしょうか。

11、12ページはいろいろなことを書いていますが、特に第1稿に対する意見や提案としては書いていません。

14ページ目にまいりまして、河川管理者独自の水質基準策定に関する方向性、方策を記すべしという、ここでもまた、今ご意見を頂きましたのと同じように、実は水質基準ではなくて水質目標にした方がよいのではないかと思います。基準というようなものを、まず流域委員会でつくることは難しかろうということもありますので、いずれにしても、ある種の管理目標のようなものを設定するなり、方向性を記述してもよいのではないかなというので、方針と目標、基準の例、考え方の例題は挙げております。

ですから、個々の管理目標を与えればそれに対応する水質というのは当然決まってくるものですから、可能かどうかというのはまた別の問題ですし、目標だけであれば、明確になってくるのではないかという気はしているわけです。ある種の姿を皆さまにわかるように見せて、そちらに持っていこうと考えているわけなのですが、いかがでしょうか。

山村委員

この点につきましては、030117版の提言の4-9ページでいろいろと提言をしていると思いますが、ここでは従来の水質環境基準以外に、水系における有機性汚濁物質とか窒素、リン、酸素等の動態モデルとかいろいろありまして、重要なのは、それ以外の基準として生態学的浄化プロセスの再評価が書かれているのですが、前にも議論が出ていたのは生物指標というものです。

例えばイタセンパラが棲めるような水質とか、具体的に生物指標による評価の方が、先ほど言われたような、いろいろな非常に水質理学的な細かい手法は難しいといたしましても、その方がむしろ明確になると思います。そうすると、こういう生物がすめるような川を目指すという形の方が割とよいのではないかと思います。

川上委員

河川管理者の方から頂いております第1稿では、河川環境の水質の部分というのは、たった1ページなのですね。それから、説明資料の方で頂いております中の殆どはダムの水質対策でして、具体的な河川の水質管理等について河川管理者がどう取り組むのかという姿勢を、私どもは非常に疑問に感じているところであります。

これに対して水質検討班では、今お手元に届いています資料では全部で10ページくらい、これまでの部会での主な意見、やりとり内容ということで、かなりの意気込みと迫力で議論を展開したわけなのですね。これをいかに、これから出して頂く第2稿に反映して頂けるのか大いに期待しておりますので、よろしく願いいたします。

宗宮部会長

14ページでも目標、基準の例、考え方ということが書かれていますが、山村委員からも今、生物指標を導入したらというのがありましたので、そのようなことも1つになってこようかと思えます。個々の物質名でどうこうというのでは、他の水質基準と合わないということにもなってきますので、そのようなことが1つだろうと思えます。

よろしいですか。何か河川管理者からありますか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

いま一步、理解が進んでないところがありまして、第1稿の水質のところ、生態系から望ましく、安心して水辺で遊べ、水道水源としてより望ましい河川水質等を新たな目標として設定しとは書いているのです。一方では、具体的なBODとかそういう数値の話ではなくて、生物指標のような話という意味であると、この辺の生態系から望ましくというようなところを、そういった生物指標のような観点をに入れて少し記述をしていけばよいという理解でよろしいのでしょうか。

宗宮部会長

いかがでしょう。よろしいですか。基本的には私は、今お話しになったことでよいのではないかと思います。もともと提言でも大きな枠しかつくっておりませんので、細かいものは整備計画の中でもう一度、具体化するというのは、やって頂かざるを得ないというところがあります。それを具体化する時に、こういうものに配慮してやって欲しいということが書いてあるわけで、それでよいのではないかなと思います。

何か委員の方で、これに対してもう少し細かくとか、或いは何かありますでしょうか。

松岡委員

例えば川に魚等の生物指標が要するという段階で、1つの種類という感じでやれば、お金を使うことで例えばこういう水質目標をクリアにできると思います。やはり、そういうので方向付けられるとまずいのではないかなと思います。逆に、複数の種類が混在する、もしくは複数の生物が混在するような、そういう方向をつけてもらえないかなと思います。1種類ではやはり非常に偏りがちで、もしくは川の水量にしても限定されます。複数の種類

で、多ければ多いほど多分自然に優しい形に変わるのだろうと考えます。

本多委員

私も生物指標という考え方に賛成です。とても重要な話だと思って、うなずきながら聞いておりました。

松岡委員がおっしゃったように何か1種類ということではなくて、やはり水生昆虫1つとってみましても、カワゲラがいるトビケラがいるカゲロウがいる、またヘビトンボがいるというような、そういういろいろな生き物がいる環境はどのように水があるのか、また、こういう水質のところにはどういう生き物しかいないのかというのは、かなり幅が広いものがあると思いますので、決してある1種類がいるかないかだけで判断するものではないだろうと思います。

もう1つは、生物指標で水質をはかるといふことの重要さには、後の話のモニタリングとも関わりますが、市民も一緒に参画してそういうことを見ていけるということがあるわけです。今、余野川ダムのところでは年に1回、止々呂美の小学校の子供たちと一緒に余野川に入って、水生昆虫の調査をするというようなこともやっております。それが、ただ単に川と親しむイベントというようなことではなく、そういうものも実は、水質をきちっと見るための市民と一緒にやっていくモニタリングなのだよというような位置付けもして頂くと、モニタリングもできるし環境教育もできますし、それから市民に川との関わりということも考えて頂けますし、いろいろな波及効果も出てくるかと思っておりますので、これは是非取り入れて頂きたい考え方だなと私は思います。

細川委員

私も地元の子供たちと水質の調査みたいなものを、まねごと程度ですけども、やることがあるのですが、用水路で、土の中でシジミとかザリガニとかが死んでいるのに魚は元気に泳いでいるとか、そういう風景を見ることがあるのですけれども、川の中の底層にいるとか泥の中にいるとか上層のところにいるとかそういうことでも生物というのは、水質の影響の受け方というのはすごく違ってくるのではないかなと思うので、やはり指標になる生物を1種類にしないで、そういう生きるゾーンのパターンの違うものをあわせて考えていくというようなことができたらいいのではないかと思います。

宗宮部会長

社会教育、環境教育も重ねてできれば、より市民の目から水質がわかりやすくなるということがあろうかと思います。ただ、水質の中に実は、急性毒とか慢性毒に対する1つの指標としてこういう生物指標を使っているというところが裏であるわけです。ですから、そういう意味では大き目の魚を指標にするというのも1つかと思いますが、幾つかの魚なり、複数の指標をおつくり頂いてやるのは、幅広く影響力を見るという意味では大変有効だろうと思っています。

またこれは地域ごとに、河川のようなところとかダムとか琵琶湖みたいなところでは、

また全然状況が違いますので、そこでまた、場ごとに考えなければいけない問題が出てくるだろうとは思っております。

時間の都合で進んで申し訳ありませんが、16ページへまいりまして、これは水質班でかなりディスカッションをいたしました。従来から河川の管理というと水量管理が中心で、洪水とか渇水の時期にどうダムを管理するかということで非常に立派なシステムをおつくりなわけですけども、全体を通じて、いわゆる危険な物質が流れたというような時に、水質の方の統合的な管理が殆どなされていないのです。水質管理は、今までは言ってみれば、今は環境省になっていますが、環境基準をベースにして水質を管理するというのがベースで今でも行われているもので、個々の毎日の管理は事業体、つまり利水サイドの人が自分の利益の問題がないかどうか、そこではかりなさいということで済まされているわけです。

ですから、川と利水者の間がちょっと途絶えてしまっているところがありますので、その間をやはり河川管理者が管理して十分見て頂かなければいけないのだろうということで、ここにありますように統合的管理の方向性と内容を示し、その中で協議会を位置付けるべきというのを書きました。要は協議会をおつくりになるともう既に書いて頂いてはおります。ですが、もう少しその中身を我々は知りたいということで、いろいろ書かせて頂いているわけです。協議会の性格、中身をもっと詳しく述べて欲しいと思います。

あえて言うと、月オーダーの管理から日オーダーの管理に下がり、時間オーダーから秒オーダーの管理まで下がるかどうかですね。あちこちの地域性を考慮しながらでも秒オーダーの統合的な管理ができるかどうかです。結局、水質というのは汚濁物量と水量で決まってくるものですから、水量が増えれば汚濁物質も薄まって希釈されて濃度が落ちてしまうということもあるわけなのです。ですからその辺の話も、量と質を両方、統合的に管理しなければまずいというようなことで、こんなことを考えているわけです。この辺で何か、お聞きすることはありますでしょうか。

既に量の方は、国土交通省の方はパラボラ・アンテナを使って雨の量まで測れ、地域の個々の天気予報まで出せるまでになっていますから、どの地域で、どのくらいの雨が降るまでわかっている状況です。それに対してもう少し質の方もあわせて管理できるところまでいければ、いろいろな指標とか予測とか予報とかいうのも出して頂いたら、河川で遊んでいる人たちにも早く避難するようにとかいろいろな必要情報を出せるようにできるのではないかという気がしているわけです。

江頭委員

宗宮部会長がおっしゃったことと連動する話なのですが、要は管理するためには、それに応じた観測・測定が必要になってくるわけです。例えば、汚濁の発生源、それは基準になる発生源の量が流域によって決まってくるのだと思いますが、発生源が川の水質を測っていて突きとめられるような観測網が必要になってくると思います。

そういうことを河川管理者がやれるかどうかです。そういうデータをどんどん出していけば、いわゆる汚濁源の発生源はここなのだとかわかります。そうすると、当然その通常の生活者なり、或いはいろいろな生産活動をしている企業体なり、そこら辺に対して啓発

とか注意とかそういうことができてくると思います。そういうことを継続的にやれば、かなり改善される方向に向かうと思います。ですから、観測網をどのようにつくっていくか、そのデータをどのように発信していくか、非常に重要なポイントではなからうかと思いません。

山村委員

まさに今言われたことを参考資料1で姉川水系の漁業被害対策委員会の方が述べておられると思います。この中で2つ大体論点が指摘されていると思いますが、1つはダム本体工事とか附帯工事について、工事の過程で水質汚濁が進行しているということです。もう1つは農業用水ですね。農業用水の中に富栄養化関係の農薬、或いは肥料等が使われることによる水質の影響ということを指摘されておられるわけなのです。

そうしますと、ダムの建設の関係は同じ河川管理者の範囲内ですから、それは注意すれば対応できると思いますが、農業用水の問題につきましては農林水産省の管轄でもありますので、第1稿で提案されております淀川水質管理協議会、或いは琵琶湖・淀川水質管理協議会で、果たしてその範囲内で農林水産省との対応ができるのかどうか非常に疑問なので、そこら辺のシステムを考えるようにしておいた方がよいのではないかと思います。

田中真澄委員

水質問題の関連なのですが、これだけの大量の消費生活の中で問題視されている今の産業廃棄物、焼却場の問題等、これから出てくる汚染の問題は、やはり放置できない問題だと思います。

廃棄物処理法は、やはりなかなかまだまだ生ぬるいといえますか、事業者サイドに立った甘い法律ではないかと思えます。ことごとく事業報告も事業者がやってよいと、事業者にとって甘くなっています。強制的に立ち入りしても前へ進まないという状況の中で、河川とどういう因果関係があるか、或いは河川へどのように流入しているのかという、そういう面も私は大きな問題と思えます。この辺は河川の流域からどのくらいの位置が安全であり、或いは安全でないのかということも含めて、これからますます不法投棄をする業者が増えてくると思えますので、廃棄物処理に関する規制は、やはり水質の問題としてきちっと決めておくべきだと思います。これは強く要望しておきたいと思えます。

宗宮部会長

水質を統合的管理していくということの裏には、いわゆる公害の時代の汚れに対する管理をするというのではなくて、次のもう一步違ったところへ移った配慮をしていくということになると思います。つまり、環境基準を月1遍管理するところから脱却していくというのが先なものですから、今おっしゃいましたような問題、それから農業用水の問題、廃棄物問題、それから難分解性とか有毒有害物の微量汚染の問題とか、富栄養化の問題、そういう地域ごとにかかり出てくると思えます。

ただ、これらを流域の問題として上流から下流までつながって、上流が下流へ影響して

いくのですから、発生源の方でしっかりしてくれというようなことを言えるのは水系しかないのです。上流は滋賀県で切れ、京都で切れと、管理者が変わってしまいますと、管轄が変わってしまうということになります。それを大変懸念するということです。25年あればそれなりに我々も次のステップへ行けます。先ほど議論がありました、生物を使った健全性みたいなものも指標として入れることもそれは可能だと思います。いろいろできるのではないかなという気はしているわけです。

それから、こういうシステムをつくった上で、先ほどちらっとお話がありましたような、協議会の中で本当に動きますかという話をされますと、「うーん」と我々も少しじくじたるところがあるわけです。それで、月に1回集まってデータを交換している協議会であれば動かなくなってしまうと思います。今日のデータを市民が持ち込んで、それを見て、よい、悪いを言えるような場がもしそこがあれば、もっと有機的に市民の方とつながりを持って情報交流ができるようになるということではないかと思っています。

中村部会長代理

意見をもう一步進めていく必要があると思いますけども、河川管理者が、いわゆる従来の河川法の枠の中で1つの仕組みをつくってきて、基本的には量を中心とした統合的管理の組織体制をやってきたわけです。要するに、河川法が改正されて、環境とか生態系というものが目的の1つと加わった時に、組織体制そのものは統合的な水質管理ができるような組織体制になりましたということでも必ずしもないわけです。また、従来、先ほどから皆さまのご指摘にあったように、環境省なり自治体なり排出者が中心となって、モニタリングなり水質状況の把握が個別に様々に行われていて、統合的に把握するような仕組みがまだ見えていないのです。今後、新しい河川法の中で、では、どのようにやっていくかという時に、今ご指摘があったように、取り敢えずは流域協議会、水質保全協議会というようなところから考えていきたいと思います。これはこれでやむを得ないところもあるのだろうと思います。

ただ、我々が知りたいのは、これは日本の今の仕組み上の問題ですから、特に琵琶湖・淀川水系で、こういう形のものだったら統合的な水量・水質管理を新しい仕組みの中で機能させていけるのではないかというまでに至るまでには、こういうステップを踏まなければいけないのだろうと思うと、ステップを踏む上で、障害になっていることというのは、実はこうこうこういうことなのだということがわからなければ、多分、いろいろなこうすべきだということを委員会で言ってもなかなかそこに到達しないのではないかと思います。

むしろ我々が知るべきなのは、河川管理者側として委員会の言われていることは非常にもっともなのだけでも、実はこういう障害があって、このところをクリアしたい、或いは、こういう形で協力の体制をつくれれば、河川管理者の新しい河川法の仕組みの中での役割を一定果たしつつ、他省庁との協力の枠組み、或いは自治体、或いは排出者との枠組み、協力の枠組みが機能すると思う、そこに委員会なり何なりの役割をこうして欲しいというようなことを出して頂いた方が、我々としても、では、そのところはこうしたらどうかという提案ができると思います。先ほど宮本所長の話ではないですけども、新しい組織な

り、この委員会が継承して持続的に改善ということの役割を担うということになった時には、相当大きな課題というか、取り組みの対象になるのではないかと思います。ですから、そういうことを出して頂くことも重要ではないかと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川環境課長 豊口）

今のお話に関連するかどうかわかりませんが、皆さま方のお話を伺っていると、目標をどのように設定するか、それから点としての視点から面という視点にしていく、或いは、住民参加とか環境教育にというお話があって、これらの全ての課題が水質管理協議会というところにかかってくるのかなと思いました。

我々の河川管理者だけで対応できない課題もありますので、面としてとらえるといっても、やはり流域との調整が必要になりますし、流域の中でやっている流域水質管理協議会の中でも住民の方々にどういう役割を担って頂くかということも協議会の話になりますし、そういった意味では、水質管理協議会の役割というのは非常に大きくなって、では、それをどのように実効性を持たせてどういう内容かということ、より詳細にご説明すべきだったのですけれども、今のところ第1稿の中では、協議会を設立しますという一文で終わっているのです、この点につきましては、もうちょっと詳細に今の段階で書ける部分については第2稿の中で詰めていきたいと思っております。

山村委員

この問題は、以前から何遍も提起された問題なのですが、水質だけではなくて、環境、治水、利用、利水も全部かかってくる問題なのです。

前に、寺田委員と話をしたのですが、委員会内部で河川管理者以外の関係省庁との権限の範囲内に属する統合的システムを図るための部会みたいなものをつくって、そこで、むしろこちらから提言するというやり方があると思います。全て河川管理者で考えて下さいということではなくて、我々の方で考えましょうということです。それは、現行法の枠内でできるシステムというのは、いろいろ考えたらあるのです。

ですから、そういう方向でやらないと、水質利用協議会、或いはこの後利用委員会とかいうのが出てきますね。それも同じなのです。全ての協議会、利用委員会というのは全部共通なので、それぞれごとに考えてみてもなかなかうまくいかないのです、むしろそういう統合的なシステムの調整を図るノウハウをどう開発するかというような部会そのものを設けないと駄目ではないかと思います。

寺田委員に、そういうのをつくりたいなということは言っていましたから、その中で、やはり我々で知恵を出して提言すべきではないかと思います。

川上委員

私も山村委員と同意見ですけれども、洪水被害ポテンシャル低減方策協議会とか、利用委員会とか、それから今回の水質の協議会も含めて、様々な協議会がつくられるということなのです。その中身について、全部河川管理者にお任せということでは、この流域委員

会の提言が尊重されて、そして実行されていくということになるのかどうか大変不安なところがあります。

今日配付されております参考資料1の2ページ目にも、このポテンシャル低減方策協議会に関して述べられておりますけれども、「会の構成や進め方によっては、流域委員会と議論が重複するだけでなく、矛盾する方向へ進む怖れも感じます」ということです。

実は一昨日も住民参加部会で申し上げたのですけれども、まずやはりこういう協議会の検討会というものをつくって、そして方向性を決めて示さないといけないのではないかと私は思っております。

松岡委員

河川管理者に、まず私は聞いておかないといけないと思うのは、例えば水質に関しても、いろいろな協議会とかいろいろな形で話を進めるのだらうと思いますが、基本的に現時点で、例えば水が悪いと思っておられるのか、それとも今の状態では駄目なので、1%なり2%そういう方向に持っていきたいと言われているのか、何かこちらから勝手にいろいろなことを協議しても、受け皿が本当に、例えば水質を10%削減しようと思われた提言があったことに関して、いや、これでは駄目なのだらうと、この協議会が私は提言するのだと感じていました。

例えば水を何%くらいよくしたいのだと、現時点でやはり河川管理者から提示がまず必要だと思います。水質を、例えば水量をこれだけコントロールしたいのだという要求をする。こうしたいのだ、ダムをつくりたいのだという話ではなしに、水を30%有効に使いたいのだけどどうなのでしょうかといい提示されるべきだと思います。まずそれがあって、いや、それは構造的にもっとできるのだらうとか、もっと他のことも考える必要があるのだらうと、提示しなければいけないのではないかなと思います。

まず、河川管理者なりが今計画の段階で、現時点より1%でもよくしたい、だから協議会に諮って欲しいとか、まずそう提示がある必要がないのだらうかと考えます。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

例えば水質を何%よくするということは、先ほどの環境の目標をどう設定するかということと同じで、今ここで明示的に、例えばBODを何%削減することを、例えば10年なり20年の目標にしますということは、正直言って私はできませんし、その目標自体が本当によいのかどうか疑問に思います。但し、今の水質の状況はどうなのだという認識は、この提言と私どもの出した第1稿で書いている現状の課題を読んで頂ければ、私は殆ど100%一致すると思います。

確かに、昭和30年代、40年代に比べたらBODなりCODなり、或いはアンモニア性窒素は低下したけども、決してそんなことで満足するのではなしに、やはり生物生態系の話から、或いは安心して飲める水という話から、或いは子供たちが泳げるといったら、まだまだ改善しなければならぬというのは、提言でも言われていることですし、我々もその認識においては一致しているのではないかと思います。それは今の松岡委員

に対するお答えです。

それからもう1つ、先ほどから協議会なり委員会なりの話で、我々も正直この第1稿においては、我々だけでは限界があるから、いろいろな人と連携しなければいけないということを書いたのですが、では、具体的にどういう構成で、どういう運用のイメージを持っていて、何をやっていくのかということについては、確かにこの第1稿では非常に不十分であります。

そういう意味において、第2稿に向けて、我々としても今できるだけ具体的に、この辺くらいまででしたらイメージとしていけそうではないかということをつくっています。それが出た時点で、またご意見なりを頂けたらと思いますけども、同時に、先ほどから言われていますけども、我々だけが考えているのではなしに、我々も非常に悩みながらやっていますので、委員会としても、例えばこの協議会ならこのような格好で運営したらどうかというようなことも言って頂ければ、よりよいものになっていくのではないかなと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 児玉）

水質管理協議会の中で4項目、私どもはその中の協議事項として挙げているのですが、この中でも特に河川流入総負荷量管理の実施方策というのが1つの項目に挙がっています。これについては、全く不十分だと思っているという認識では流域委員会とも一致していると思いますけども、この具体的な方策というのはまだイメージが殆どできていない状況であります。

この点については、河川管理者として考えていけないといけないわけではありますが、是非、今の法体系の中を越えているかも知れないけどこんなことがあるとか、そういったことも含めてご示唆を頂ければ大変ありがたいと思っております。

寺川委員

流域委員会そのものも、今回の河川整備に向けて、今後どのような取り組みができるかが問われているわけですが、いずれの委員会をつくるにしてもすぐれた人材を発掘して、入って頂くということとあわせて、これからどういう人材が必要なのかという意味で長期的な視点で育成していくという2つの面から、こういった委員会の構成をしていって頂きたいと思っております。

山村委員

河川流入総負荷量の問題が出ましたが、今まで、いろいろな河川や海域について苦労して実現してきた例もあるわけです。

典型的なものは瀬戸内海の環境保全に私も大分関わりましたけれども、総負荷量についての、ゾーニングをやりまして成功したのですけれども、そういう手法がありますので、過去の成功例というのをいろいろ調査して、それを取り入れて頂いたらよいと思っております。

宗宮部会長

多分 18 ページにあります、大体ご議論頂きました。

それから 19、20 ページですが、モニタリングの手法の改善等の検討を盛り込むべきだと思います。こちらについてはもう少し、次にまた協議会の中身が出てきた時点でここが少し出てくると思いますので、ちょっと今日は時間がないのではしよらせて頂きますが、「モニタリングの主体について。住民との連携を積極的に図るべき」、これも多分そのまま入ってくるだろうと思います。最後に「既存事業の評価を踏まえた事業実施、調査・検討とすべき」というようなことを挙げています。

先ほど、寺川委員からの方からも、人材育成という意味で、本当は河川レンジャーとの重なり合いが指摘されましたが、片一方で河川レンジャーができた時に、ここの中の管理とどうつながるのかというような話も実はあるかと思いますが、大体今のようなところで何か特にご意見はありますでしょうか。

河川管理者の方からもよろしいですか。

ちょっと時間が押してまいりましたので、22 ページ、利用の方へ移らせて頂きます。

最初の 22 ページ、「河川環境のあり方のもとに利用のあり方が示されるべき」というのと、それから「水陸移行帯について、河川環境の再生の方針に基づいた利用の方向性を記載すべき」と、この辺はなかなか難しいのかもしれませんが、もしどなたか何かありましたら、或いはこれは班長の方からでも結構です。

柘屋委員

この辺は、先ほど出ていたゾーニングの話も含めて、今後整理をしていくということでよいのではないかと思います。水陸移行帯といった区分を設けるべきという意見も一部の委員からご要求があったのですが、河川管理者からの意見を言った結果、そこまでする必要はないのではなかろうかと感じましたので、そういった点でゾーニングの検討のチームにお任せしたらどうかと思います。

寺川委員

時間があまりないので、簡単にいきたいと思います。23 ページに水上オートバイの利用規制の問題が出ていますのだけれども、この点については既に滋賀県の方ではレジャー条例に基づいて 4 月 1 日から施行されているという状況がありますが、これは我々としては非常に不十分ではないかという認識をしているわけです。時間がないので、それについて詳しく説明できませんが、是非この委員会、或いは河川整備計画の中で、きちっとした方向性を出して頂きたいと思っております。

現在、350m以内を規制区域にすることが実際にとられています。これからシーズンを迎えて、当然 350m以内で走行する人も出てくると思われます。現に出ているわけだけれども、そういったものをどのように取り締まるかということがあります。或いは水上バイクの 2 ストロークエンジンが、排気ガスと油そのものを放出しているわけだけれども、そういったものによる汚染というのは、滋賀県の条例によれば今後まだ数年、5 年、6 年と

続くということもありますので、速やかに実行していくような対策もとる必要があるだろうと思います。

その辺をもう少し具体化して頂きたいと思います。

宗宮部会長

水上オートバイクの利用規制等について、配慮して頂けるかどうかというようなことでした。

それから漁業についてその上にありまして、「方向性を記載すべきである」という書き方だけになっておりますが、特に、倉田委員、何かありますか。よろしいですか。

倉田委員

私は言いたいことはありますけども、前から何度も言っていますのでくどくなるので止めておきます。

梶屋委員

漁業の件はどのように位置付けたらよいのかというのがちょっと検討中だということで、第2稿で出てくるというのを期待したいと思います。

宗宮部会長

わかりました。

それでは、24 ページ、「提言の理念を実現するための方策、基準を記載すべき」ということで、多分既存のグラウンド等についてどうしますかとか、何かこういう変更を企てる時の理念が何かないと困るだろうというようなことがあるかと思えますね。

逆にここらは河川サイドとしては、何かきちっと出てくるかどうか気になるのですが、よろしいですか。

山村委員

河川敷の利用の問題については、すぐさま全部やめさせるということではできないわけですし、段階的に削減をしていくということになるだろうかとも思います。しかし、イメージとして短期、中期、長期に分けて、最終的に、例えば20年先とか30年先にはこういう形でこういうものはこのようにするというイメージみたいなものを河川整備計画の中に書いてもらわないと、利用する側も今の状態であればいつでもいけるなど考えられてしまう可能性もあるので、そういう短期、中期、長期の河川敷の利用のイメージみたいなものを、河川整備計画の中に盛り込んだ方がよいのではないかと考えています。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

おっしゃる意味は非常によくわかるのですが、基本的にグラウンド等の利用については縮小することを基本とするとしていますが、その後で「しかしながら」という表現を書

いているのです。正直言いまして、高水敷利用に対する反響が既にすごいのです。非常に今悩んでいるところなのです。その上さらに、例えば10年後には何%減らず、20年後には全部なくすとか、私は第2稿ではそこまで、正直言って、書けないと思います。これはもし書けなかったら書けなかったで、おしかりを受けたらよいと思いますけども、今の状況を、本音を言いますと、そういう状況なのです。現状だけご報告しておきます。

宗宮部会長

続いて「堤内地の利用規制を検討すべき」、或いは「高水敷利用の目標を示すべき」であるという一応の提言がなされております。

それから26ページでは、「自治体、住民との連携方向についての記載をすべき」であるというのが出ています。

それから下の方には、「利用のあり方を決める全体的な仕組みを踏まえた、河川利用委員会(仮称)の位置付け・内容等を示すべき」であるとあります。さらに先般も協議会とか利用委員会とか、どういう性格にするのかというのも質問が出ておりました。ここら为先ほど山村委員がおっしゃったように、全体をまとめてどこかで論議するところをつくった方がよいのかなというご意見があります。現況ではこれをつくってやりたいという原案が出ているということです。

倉田委員

ちょっと余計なことなのですが、利用に関わっているいろいろ検討は何人かでやってみたのです。しかし、環境、それから治水・利水のあり方の変化が全てにひっかかってくるのです。問題を取り出すと全部、治水・利にかかると。ですから、環境をどう持っていくか、利水・治水をどうするかということで、川の形状なり水量なり、流れをどうするかによって、それに対応した利用の仕方にも変わるだろうと思います。

特にスポーツの変化をはじめ、人間の生活以外の面でも随分と変化が進みやすい条件が出てきているのです。ですから、今までにあったレジャーの仕方、環境の楽しみ方というもの、決して今までどおりではないということです。

従って、このところは物すごく難しいのです。他の、前のところがかたまらないと決まらないのです。その辺はちょっと注意を願いたいと思います。

宗宮部会長

他にはよろしいですか。

それでは、続いて27、28ページですが、「環境と調和した舟運について検討すべき」であるというのが1行ついています。これはこれでよろしいですか。

それでは、ずっと前に戻りまして、利用に関して全体ではいかがでしょうか。

柁屋委員

先ほど宮本さんがおっしゃった高水敷の利用の件もいろいろ考えて、この委員の中で、例えば長期ビジョンで、50年先にはこんな姿にしたらいという提案が出れば、逆にかえってよいのかなというようなことも考えてみました。例えば最近人口が減ったり、それから産業も変わったりとか形態も変わったりとかしていますが、そういう社会変化と絡めて、総合的に検討するような方策があるのかなと考えているのですが、またよい知恵があったら教えて頂いたらよいのではないかと思います。

中村部会長代理

先ほど、倉田委員がおっしゃられたことと宮本所長がおっしゃられたことが、私も非常に重要な点だろうと思います。もちろんいろいろな利用のされ方をしていますし、特に若い世代の子供たちが利用する場として、非常に重要な場を提供しているということが1つあるわけですね。

これは住民部会にお願いしたらどうかなと思うのは、やはり若い子供さんも含めて、これから30年、50年、非常に社会に中心的な役割をされていく方々ですので、そういう方々が、今は議論されていることを彼らなりにそしゃくして、彼らだったらどうしていこうと思うのかということが聞ける場を持つのが非常によいのではないかと思います。

もちろん、自分たちがやりたいことをやれば、河川環境は悪くてもしょうがないのだと絶対に思っていないわけです。彼らは非常に環境のことに関心が高いわけです。むしろ、そういうことをやはり何度かやることからスタートしないと、突破口を開けないのではないかなと思います。

細川委員

グラウンドとか公園の利用ということに一番ひっかかるのは、もともとどこにあるべきものだったのかということなのです。結局、グラウンド的なものを全て河川敷に持って行ってしまったために、今度は町の中に何を失ったかといえば、火事とか災害の時に避難する場所を失い、それこそ水を逃がす場所を失い、そういう町づくりのゆとりを完全に失ってしまった。グラウンド利用という問題は、町づくりを間違えたところからしわ寄せが来たのだと思っています。

ですから、間違っていたのなら、間違ったところからやり直すべきだと思いますし、それを急いでやれというわけではなく、やはり間違っていたでしようということに立ち返って、グラウンドとか公園とかいうものは、子供のために町の中にあるべきなのだとこのころに戻って欲しいなと思います。

宗宮部会長

是非、そういう断面も確かにありますので、配慮して頂けたらと思います。

もう時間がなくなってしまったのですが、最後に、山村委員に私はお聞きしたいのですが、先ほど協議会とか委員会とか、幾つかこの中で提案されているのをどこかでまとめて、それで討論するところがあればと、寺田委員もおっしゃっていたということですが、

それは流域委員会とは別個の1つの委員会をつくって、そこで検討するというようなことを想定しているのかどうかということをお聞きしたいのです。

山村委員

ええ、そういう特別の部会をつくって、そこで検討すべきではないかということなのです。その手法としては先ほどから述べられているように、若者に意見を聞いて、若者のそういうところから行政を動かしていくとかいうことも考えています。必ずしも行政だけが権限を行使して、統合的な環境を守るというのではなくて、下からの力で守っていくという手法がないかどうか、そういうことを検討していくべきではないかという、そういうための部会です。

川上委員

私も今、山村委員がおっしゃったことと全く同感で、運営会議にこの特別の部会を設けるということを、部会長の方から是非提案して頂きたいと思います。

あわせて、先ほど琵琶湖の児玉所長の方からお問い合わせがありました、河川流入総負荷量管理、これについても、恐らく全く新しい概念ではないかもしれませんが、相当検討しなくてはいけないと思いますね。しっかりと提言をすべきだと思います。これもやはり検討班を運営会議で諮って頂きたいと思います。

もう1つは、河川レンジャーです。河川レンジャーはこの環境にも利用にもいろいろなところに関わってきておりますけれども、これも新しくつくるシステムなので、これについても検討班が必要だと思いますね。

取り敢えずこの3つの検討班を、早急に委員会の中で有志を募ってつくってはいかがかと思います。

宗宮部会長

最後に非常に大きなご提案が出て、部会として出すかどうかというのが出てまいりましたが、皆さま、もしご賛同頂けるのであれば、次の運営会議の時に以上のような案をお示しして、判断頂くようにしてもよいと思いますが、いかがですか。よろしいですか。

3つ要るのかどうかというのは、また全部1つにしてしまいなさいとおっしゃるかもしれませんが、もしその方がよいというのであれば、一遍提案してみるということにいたしますが、よろしいですか。私の責任で提案だけはさせて頂くことにいたします。

榊屋委員

山村委員がおっしゃった件について、何か1つ要るような気がします。

ただ、総負荷量の話は水質管理班でということになる可能性があるかもしれませんが、その時は宗宮部会長、よろしくお願ひしたいと思います。

宗宮部会長

だんだん仕事が増えてきますね。

ご提案ありがとうございました。

また、少し何か考えさせて頂きまして、運営会議にできる限り提案したいと思います。

時間がもうなくなってしまいました。今日傍聴頂きました一般傍聴者の方々から、このいわゆる生態環境と水質と利用というこの部会に何かご意見を頂くのがあれば是非頂きたいのですが、どちらかいらっしゃいませんか。

傍聴者（井上）

滋賀県の彦根市から来ました井上哲也と申します。

私は、琵琶湖で水上バイクの問題等に取り組んでいるのですが、先ほど宮本所長の方から具体的にということがありましたので、具体的に言わせて頂きますと、水上バイクについてはその利用特性等を踏まえて、琵琶湖淀川水系では全面禁止をうたって頂きたいのです。

プレジャーボートについては、2ストロークエンジン等のエンジン規制とか、出力規制とか、あとスピード規制とかをして頂きたいのです。現状の淀川の大阪府の取水口の上でガソリンを垂れ流させて、水道事業者が活性炭を入れてベンゼン等を除去しているというようなおかしなことは即座にやめるようにして頂きたいと思います。

宗宮部会長

他にはどなたかいらっしゃいませんか。よろしいでしょうか。

環境・利用部会といたしましては、近畿地方整備局の方へ提示いたします案がかなり煮詰まりましたので、大変今日は有意義だったと思っています。

もう一つ、先ほどの詰めて頂かなければいけない問題が残っておりまして、ゾーニングの件、また時間がかかるかもしれませんが、ディスカッションして頂いて、委員会の方へ意見を出して頂きたいと思っております。

それでは庶務の方へお返しします。

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

ありがとうございました。

それでは、これにて淀川水系流域委員会第5回環境・利用部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

以上

議事録承認について

第13回運営会議（2002/7/16開催）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

- 1．議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間 2週間）。
- 2．確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
- 3．延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。